

九州地方年金記録訂正審議会 第1回総会議事録

- 1 日時 平成27年4月16日（木）15：02～16：34
- 2 場所 八重洲博多ビル（11階ホールA）（福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号）

【年金審査課長補佐】

それでは皆様、本日はお忙しい中、九州地方年金記録訂正審議会第1回総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第1回総会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の高倉です。どうぞよろしくお願い申し上げます。会長選出までの間、しばらく議事進行をさせていただきます。

まず初めに、九州地方年金記録訂正審議会委員の任命通知を交付いたします。本来であれば皆様に直接手渡しすべきところでございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。恐縮でございますが、ご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1 九州地方年金記録訂正審議会委員名簿。資料2 九州地方年金記録訂正審議会について。資料3 議題1、会長の選任について。資料4 議題2、運営規則（案）について。資料5 議題3、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名についてです。それと、会議資料とは別に、水色のファイルに記録訂正の関係法令等をつづった資料集を置いております。

資料等に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、九州地方年金記録訂正審議会の委員に任命させていただきました皆様をご紹介いたします。

お手元に配付しております資料1 委員名簿をごらんください。委員の皆様の所属と役職などは名簿に記載がありますので、恐縮ですがお名前のみご紹介させていただきます。委員の皆様は着席のままでお願いいたします。

まず、石立委員でございます。

【石立委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

市川委員でございます。

【市川委員】

よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

岩城委員ですが、本日はご欠席でございます。

上村委員でございます。

【上村委員】

上村です。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

大久保委員でございます。

【大久保委員】

大久保です。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

大城委員でございます。

【大城委員】

大城です。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

尾島委員でございます。

【尾島委員】

尾島でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

片野委員でございます。

【片野委員】

片野でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

草場委員でございます。

【草場委員】

草場でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

小島委員でございます。

【小島委員】

小島です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

古波鮫委員でございます。

【古波鮫委員】

古波鮫でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

佐藤委員でございます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新庄委員でございます。

【新庄委員】

新庄です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

末松委員でございます。

【末松委員】

末松です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

竹下委員ですが、本日はご欠席でございます。

田中委員でございます。

【田中委員】

田中です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

田村委員でございます。

【田村委員】

田村です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

当山委員でございます。

【当山委員】

当山です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

富川委員ですが、本日はご欠席でございます。

廣底委員でございます。

【廣底委員】

廣底と申します。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

藤井委員でございます。

【藤井委員】

藤井克巳です。どうぞよろしく。

【年金審査課長補佐】

浏上委員でございます。

【浏上委員】

浏上です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

古屋委員でございます。

【古屋委員】

古屋勇一です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

村井委員でございます。

【村井委員】

村井です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

米村委員でございます。

【米村委員】

米村です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員総数は25名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の大久保でございます。

【九州厚生局長】

大久保です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金管理官の鈴木でございます。

【年金管理官】

鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

上席総務管理官の永田でございます。

【上席総務管理官】

永田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【年金審査課長補佐】

年金審査課長の菊武でございます。

【年金審査課長】

菊武でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金指導課長の津崎でございます。

【年金指導課長】

津崎でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金調整課長の前川でございます。

【年金調整課長】

前川です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金審査課の課長補佐、宮里でございます。

【年金審査課長補佐】

宮里でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

そして、先ほど申し上げましたが私、高倉でございます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の大久保よりご挨拶申し上げます。

【九州厚生局長】

九州厚生局長の大久保でございます。九州地方年金記録訂正審議会第1回総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、本日はお忙しい中、当審議会総会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。皆様ご承知のとおり、国民の皆様の年金記録に関する問題につきましては、平成19年6月に、総務省に年金記録確認第三者委員会が臨時に設けられ、年金記録の訂正についてあっせんを行うという形で対応してまいりました。こうした総務省及び年金記録確認第三者委員会の年金記録の確認及び訂正の取り組みによりまして、年金記録問題の対応も大きく前進したところでございます。

このような中で、昨年6月に法律改正が行われまして、恒常的な制度として国民の皆様が年金記録の訂正を求めるための手続が厚生労働省の事務として整備されました。そして、本日お集まりいただきました九州地方年金記録訂正審議会の委員の皆様には、厚生労働省として行う年金記録の訂正決定の判断に直接的におかかわりいただくこととなります。

年金制度は、保険料の支払いから給付まで非常に長期にわたり、また、国民の皆様の老後生活に大きな影響を及ぼす制度であります。この制度の根幹は適正な年金記録の管理ということになります。今後、国民の皆様からの年金記録の訂正請求について、委員の皆様にご審議をお願いすることとなりますが、国民の皆様のこの制度に寄せる期待に応えられるよう、公平かつ公正な審議をお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今般創設されました制度の趣旨につきましてご理解を賜りまして、大変お忙しいこととは思いますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

続きまして、審議会の概要についてご説明し、本日の会議の成立についてご報告いたします。

【年金審査課長】

年金審査課の菊武でございます。

まず資料2 九州地方年金記録訂正審議会について、ご説明申し上げる前に一言、この審議会が設立された経緯について、若干ではございますがお話しさせていただきます。

皆様もご存じのとおり、平成19年に大きな問題となりました、いわゆる年金記録問題は、年金加入記録のある、なし、保険料納付の事実が年金記録に残っていない、厚生年金記録の改ざん、それぞれに、宙に浮いた年金、消された年金、消えた年金と言われてきました。

そうした問題は、国民生活に直結する切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって国民の正当な権利を実現し、それをもって国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命として、総務省の中に総務省年金記録確認第三者委員会が設立されました。

この年金記録問題は、年金記録を管理、運営する社会保険庁及び関係行政の管理に起因するものであり、保険料を納めてきた国民の側に当然のことながら不利益を及ぼしてはならないとされております。このため、総務省年金記録確認第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努めてられました。

しかしながら、この総務省年金記録確認第三者委員会は、年金記録問題に対処するために臨時的に設けられたもので、恒常的に設けられたものではございませんでした。そうした中、近ごろでは、以前のように古い年金記録の訂正を求める事案が非常に少なくなっております。比較的最近の期間を対象とした事案が多く発生してきております。こうしたことから、恒常的な年金記録の訂正手続を法的に整備する必要性があるということが議論されてまいりました。

このために、平成26年度の法律改正、すなわち年金事業運営改善法により、厚生労働省の中に年金記録の訂正を求める制度が創設されました。そして、厚生労働省組織令第153条の2に、地方厚生局に地方年金記録訂正審議会を置く、平成27年4月1日施行と定められました。そして今般、平成27年4月10日に国民年金法施行令の一部を改正する政令及び厚生労働省組織令に基づく厚生労働省令により、地方年金記録訂正審議会規則が定められました。

これが簡単ではございますが、この審議会が設立された経緯でございます。

続きまして、資料2についてご説明させていただきますが、座って説明させていただきます。資料2をお手元にご準備していただきたいと思っております。

九州地方年金記録訂正審議会について。

1 ページ目をおめくりいただきたいと思っております。上の段に、先ほどお話ししまし

た総務省年金記録確認第三者委員会による訂正という流れ図が書いてございます。下の段に厚生労働省の所管となりました年金個人情報の訂正請求についての流れ図がでございます。第三者委員会のほうで委員等をされていらっしゃいました皆様方におかれましては、上の図に関しましては重々ご承知の上かと存じております。

まず、申立人が第三者委員会に、自分の記憶と行政が持っている記録が相違しているということで、自分の記憶のほうに記録を訂正していただきたいという申し立てを行います。それに対しまして第三者委員会は調査を行いまして、総務大臣にあっせん案を示します。総務大臣はそのあっせん案に基づいて、厚生労働大臣に対してあっせん、もしくは非あっせんをいたします。そして、厚生労働大臣は、その総務大臣からいただいたあっせん、非あっせんに基づいて、記録の訂正を行うこととなります。

下の段に書いてございます厚生労働省の所管となりました年金個人情報の訂正請求は、若干流れが変わっております。まず左側に請求者とございます。今までは申立人となっておりますが、今度は請求者となっております。国民年金法の第14条の2もしくは厚生年金保険法の第28条の2に、被保険者もしくは被保険者であった者は記録の訂正請求ができるということで、被保険者もしくは被保険者であった者に対しまして請求権が与えられました。したがって、今後は請求者という位置づけで考えております。

請求者は、自分の記憶と行政が保管している記録に違いがあったときには、地方厚生局長に対しまして訂正請求をいたします。地方厚生局長は、関係ある事業主、関係者、関係機関等に対しまして調査を行います。その調査をした結果の報告に基づいて、今度は皆様方でございます地方年金記録訂正審議会に諮問という形で協議していただくようになります。

地方年金記録訂正審議会は、厚生労働大臣が策定する基本方針に基づきまして審議を行うこととなります。厚生労働大臣が策定した基本方針は、その前の段階で、本省にございます社会保障審議会年金記録訂正分科会に諮問されて、答申を受けた結果でもって基準が示されております。そして、その示されました基準に基づいて、地方年金記録訂正審議会は調査、審議を行うこととなります。その結果を、地方厚生局長に答申という形で戻してもらうこととなります。その答申に基づきまして、地方厚生局長は請求人に対して、訂正もしくは不訂正という決定通知書を渡すこととなります。今までは、決定という形ではございませんでした。第三者委員会でも

って、総務大臣にあっせん案を示して、総務大臣が厚生労働大臣に対して、あっせん、もしくは非あっせんをするということになっておりましたが、これからは地方厚生局長が行政処分をするということになります。

それで、請求者は行政処分を受けまして、それが自分が請求したとおりの結果でございましたら特に不服はないかと思いますが、やはり請求した結果でない、すなわち訂正できません、もしくは一部しか訂正できませんという行政処分を受けたときは、今度は行政不服審査法でもって、上級庁であります厚生労働大臣に不服審査をするということになります。厚生労働大臣は不服審査を受けましたら、それに対して審査をして、裁決を出します。裁決を受けた請求人は、それをもって提訴することができるようになっております。

今まで第三者委員会では、総務大臣はあっせんという形でしか行っておりませんでしたので、行政不服審査法には該当いたしませんでした。したがって、上級庁に不服審査を申し立てることもできませんでしたし、それをもって提訴をすることもできないような仕組みになっておりました。しかし、請求人は請求権をもって請求し、それに対して地方厚生局長は決定という形の行政処分をいたします。ですので、行政不服審査法でもって上級庁は不服審査をし、そして、その裁決に基づいて提訴をすることができるということになります。この提訴に関しましては、行政不服審査法の審査を仰がなければならないというふうに前置制にはなっておりませんので、行政不服審査法でもって上級庁に不服審査をすることなく、提訴をすることができるということになります。提訴する相手は、あくまでも審議会ではございません。審議会の答申を受けて、それに基づいて決定をした地方厚生局長を相手取るということになります。

次の2ページ目に、九州地方年金記録訂正審議会と書いております。これは、地方年金記録訂正審議会規則に基づいて作成しております。厚生年金保険法第28条の2、先ほどお話ししました請求ができるということになっている条文でございます、及び国民年金法第14条の2の規定により、被保険者等は記録の訂正を請求することができるかとされています。この記録の訂正の可否について決定する場合は、厚生労働大臣より権限の委任を受けた九州厚生局長は、あらかじめ九州地方年金記録訂正審議会へ諮問しなければならないこととなっております。

次に、地方年金記録訂正審議会については、厚生労働省組織令第153条の2に規定され、地方年金記録訂正審議会規則が平成27年4月10日、厚生労働省令第

83号で制定されております。

次のページには、地方年金記録訂正審議会規則の概要を書いております。

まず最初に、組織。委員は30人以内、特別の事項を調査、審議するため、臨時委員を置くことができる（第2条関係）。九州地方年金記録訂正審議会は、委員25名で立ち上げております。

次に、委員及び臨時委員の任命は、地方厚生局長（第3条関係）。

次に、委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命（第4条関係）。平成27年4月に立ち上げたため、今回の任期は委員の半数が2年、半数が1年としております。これは組織令の中に、一番最初は1年もあり得るという経過措置がうたってございます。

次に、委員等は非常勤であり、職務上知ることのできた秘密は漏らしてはならない（第4条関係）。

審議会に会長を置き、委員の互選により選任する（第5条関係）。

次に、会長は会務を総理し、審議会を代表する（第5条関係）。

会長は、会長代行、部会に属すべき委員と及び部会長を指名する（第5条、第6条関係）。

部会長は、部会長代理を指名する（第6条関係）。

次に、審議会または部会は委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない（第7条関係）。

次に、審議会または部会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長または部会長の決するところによる（第7条関係）。

次に、委員等は自己の利害に関係する議事に参与することができない（第7条関係）。

次に、審議会または部会は、必要があると認めるときには地方厚生局に対し資料の提出、意見の表明、説明、その他必要な協力を求め、請求者、事業主、その他関係者の意見を聞くことができる（第8条関係）。

次に、議事の手続、その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める（第10条関係）。これに関しましては、九州地方年金記録訂正審議会運営規則（案）を後ほどお示ししたいと思っております。

次のページに行きまして、地方年金記録訂正審議会規則。厚生労働省令第83号、厚生労働省組織令第153条の2第3項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会

規則を次のように定める。平成27年4月10日、厚生労働大臣塩崎恭久ということで、今ご説明いたしました分を規則として文章化したものが、次のページから載っております。

以上、九州地方年金記録訂正審議会について、ご説明いたしました。

【年金審査課長補佐】

それでは、本日の会議は委員総数25名に対しまして、22名の委員の方にご出席いただいております。これは先ほどご説明しました地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。最初の議題は会長の選任についてです。資料3をごらんください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、審議会に会長を置き、委員の互選により選任するとされています。この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

新庄委員、お願いします。

【新庄委員】

この審議会の前身になります第三者委員会発足当時から、委員長代理として会を引き立てていただきました藤井先生が参加されておりますので、ぜひ藤井先生に会長をお願いしたらと推薦いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【年金審査課長補佐】

それでは、ご異議なしということですので、藤井委員に会長をお願いしたいと思います。藤井委員、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、藤井委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【藤井会長】

ただいま会長に指名いただきました藤井克巳でございます。非力ではありますが、会長職をお引き受けしたいと存じます。

年金記録の訂正につきましては、いわゆる恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働省に年金の訂正を求める制度が整備されたところでございます。その結果、

この九州地方年金記録訂正審議会が設置されることとなりました。総務省の委員のご経験の方がいっぱいいらっしゃると思いますけれども、従前と違いまして、審議会の結論がほぼ地方厚生局長の決定ということで、いわゆる行政処分当たることになります。この面では非常に制度的に違う手順でございます。また、その判断の基準についても、先ほどご説明いただいたように、従前は年金記録の委員会で決めていたんですけれども、今回は本省の審議会で指針を決めていただくと。それに基づいて私ども各部会が決断をしていくというシステムで、やはり少し色合いが違っているかと思えます。

どちらが重たいということではございませんが、今回の審議会の議論あるいは検討といったものは、国民にとって直接的な行政権行使の発端になるわけでありまして、そういう意味では非常に重たい判断をしていかなければいけない審議会だというふうに私としては理解をしております。そういう意味で改めて身を引き締めながら、国民のために審議を尽くしていきたいと思っておりますので、委員の皆さんはぜひ頑張って、この仕事をやり遂げていただきたいと存じます。

少し言葉が過ぎましたけれども、今後とも委員の皆さんのご協力をお願いいたし、ご挨拶いたします。（拍手）

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は藤井会長をお願いいたします。

【藤井会長】

それでは、2番目の議題に入りたいと存じます。2番目の議題は、九州地方年金記録訂正審議会の運営規則についてでございます。

地方年金記録訂正審議会規則第10条の規定では、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める、このように規定されております。

事務局から、九州地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について、ご説明をお願いしたいと存じます。

【年金審査課長】

今、会長からお話のありました地方年金記録訂正審議会規則第10条の規定で、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるということでございますので、あらかじめ事務局のほうで案を作成させていただ

ております。

資料4をお手元に準備していただきたいと思います。座ってお話しさせていただきます。

議題2 運営規則（案）について。

1 ページおめくりいただきまして、九州地方年金記録訂正審議会運営規則（案）の概要。会議の招集。審議会は会長が、部会は部会長が、それぞれ招集し、審議を運営する（第2条、3条、15条関係）。

次に、会長または部会長は、審議会または部会を招集するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、書面をもって委員及び臨時委員に通知する（第2条、第15条関係）。

次に、委員等は出席できないときは、あらかじめ、会長または部会長に届け出る（第2条、第15条関係）。

次に、部会。審議会に六つ以内の部会を置くことができる（第4条関係）。

次に、部会のうち一つの部会については、沖縄県に係る請求事案の審議を行う（第4条関係）。

次に、会長は、沖縄県に係る請求事案を審議する部会に属すべき委員等の指名に当たっては、沖縄県の実情を踏まえた者となるよう配慮する（第4条関係）。

次に、諮問の付議。会長は、九州厚生局長から諮問を受けたときは、沖縄県に係るものを除き、各部会長の意見を聞いて、取り扱う部会を定め、付議する（第5条関係）。

次に、会長は沖縄県に係る請求事案については、当該事案を審議する部会に付議をする（第5条関係）。

次に、部会長は、付議をされた請求事案について、取り扱うことが不相当と認めるときは、直ちに会長に報告する（第5条関係）。

次に、会長は、部会長からの報告があった場合で、他の部会に変更する必要を認めるときは、関係する部会長の意見を聞いて、取り扱う部会を変更する（第5条関係）。

議決。部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる（第6条関係）。

次に、委員等は、審議会または部会の議決に際して、退席しようとする場合は、議題についての賛否を明らかにした書面を会長または部会長に提出し、会長または

部会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる（第7条、第15条関係）。

委員の排斥。自己の利害に関係する議事は次のいずれか該当する場合を言う。第8条、濟みません、ここに第15条関係とございますが、第15条は第8条を除いておりますので、申しわけございませんが、ここは抹消していただきたいと思えます。委員等またはその配偶者もしくは配偶者であった者が請求者であるとき。委員等が請求者の4親等以内の血族、3親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあったとき。委員等が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人であるとき。委員等またはその配偶者もしくは配偶者であった者が請求事案に係る事業所の代表者、役員もしくは職員であるとき、またはあったとき。その他、委員等が請求事案について特別な利害関係があるとき。

会議の公開。会議は非公開とする。ただし、会長または部会長が必要と認めるときは公開とできる（第9条、第15条関係）。

ページをおめくりいただきまして、口頭意見陳述及び説明聴取。審議会または部会は、請求者から申し立てがあったときは、審議会または部会が必要と認めない場合を除き、請求者を口頭で意見を述べる機会を与えるものとする（第10条、第15条関係）。

次に、審議会または部会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に、口頭で説明を求めることができる（第11条、第15条関係）。

次に、口頭意見陳述及び説明聴取については、次により行うことができる（第10条、第11条、第15条関係）。審議会または部会の開催地で行う。審議会または部会の開催地以外で行う。この場合には、会長または部会長が指名した委員等が行い、書面により審議会または部会へ報告する。

議事要旨等。審議会または部会の議事は、議事要旨を作成し、公開する（第12条、第15条関係）。

審議会または部会の議事の経過は、議事録を作成する（第12条、第15条関係）。

議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名する（第12条関係）。

審議会の答申は書面をもって行い、公開する（第13条関係）。

次に、九州厚生局長から諮問の取り下げがあった場合は、答申を要しない（第14条関係）。

その他。規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定めると案を作成しております。

次のページからは、それを規則という形で文章化しているものでございます。

【藤井会長】

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと存じます。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】

特に意見がないようでございます。

本審議会の運営規則につきましては、この原案のとおり承認し、本日付をもって会長の決定としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】

ありがとうございます。

それでは運営規則ができました。前後しましたけれども、ここで改めて本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて判断をしたいと存じます。

ただいま決定しました本審議会の運営規則第9条の規定では、原則会議は非公開とする、ただし会長が認めるときは公開することができる、このように定められております。まず、本日の議題1から議題3までの議事につきましては、特段個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来たすというような内容は含まれていないと判断されると存じます。そこで、この点、公開をするということをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】

それでは、事務局は運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、議会資料とあわせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づき、議事録を作成していただくようお願いいたします。

なお、同条4項の規定により、議事録の署名人として、会長である私のほかに、石立委員と米村委員のお二人を指名いたしますので、事務局は議事録の整理ができ

次第、私と石立委員、米村委員に送付して、確認の上、議事録に署名をいただくようにしてください。石立委員、米村委員、突然の指名ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【石立委員】

はい、承知しました。

【藤井会長】

それでは続きまして、議題の3番目に入ります。本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入ります。

資料5をお開きください。会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うとされております。また、第6条第2項において、部会に属すべき委員等は会長が指名する、このようになっており、第3項において、部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名するとされております。その上で、本審議会にあっては運営規則第4条第1項において、六つ以内の部会を置くことができるとしたところでございます。

これから私のほうで、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に当たって検討を行いたいと存じますので、暫時休憩といたします。事務局より再開の時間について説明をお願いしたいと思います。

【年金審査課長補佐】

ただいまより10分間の休憩ということで、15時55分から審議会を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【藤井会長】

では、そのようなことでよろしくお願いいたします。

(休 憩)

【藤井会長】

それでは、審議会を再開したいと存じます。

事務局は資料を委員の皆様へ配付してください。

(資料配付)

【藤井会長】

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、私のほうから会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。委員の皆様は、ただいま配付しました資料5-1をごらんください。

まず、会長代行には、佐藤至委員を指名いたします。佐藤会長代行におかれましては、私に事故があったとき、あるいは委員の改選時期において会長が欠けているとき、このときには会長代行としての職務をお願いしたいと存じます。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会には六つの部会を設置いたします。

第1部会は、廣底委員、市川委員、新庄委員と私の4名で構成し、部会長は私といたします。

第2部会は、佐藤委員、尾島委員、田村委員、片野委員の4名で構成し、部会長には佐藤委員を指名いたします。

第3部会は、岩城委員、石立委員、上村委員、小島委員の4名で構成し、部会長には岩城委員を指名いたします。

第4部会は、村井委員、末松委員、草場委員、湊上委員の4名で構成し、部会長には村井委員を指名いたします。

第5部会は、古屋委員、田中委員、米村委員、大久保委員の4名で構成し、部会長には古屋委員を指名いたします。

第6部会は、竹下委員、富川委員、当山委員、大城委員、古波鮫委員の5名で構成し、部会長には竹下委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。

今後、地方審議会総会の開催は必要な都度私が招集し、各部会の開催は部会長が招集することになります。委員の皆様におかれましては、ただいま指名いたしました部会長のもとで、九州厚生局長からの諮問があった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第4議題でございます。本審議会の組織や運営に関する骨格について、運営規則として決定いたしました。今後、各部会において個別請求事案の審議が始まってまいるわけですが、それに先立って本審議会として決めておかねばならない事務手続や各部会長の意思決定に関するルールが必要となってまいります。これらの事務手続やルールなどについては、運営規則第16条の運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定めるという規定に基づき決定することになります。このため、本審議会としてあらかじめ決めておくルー

ルなどを議題として追加させていただきたいと存じますので、ご了承をお願いします。

これからの議事につきましては、本審議会内の事務手続や運営に関する会長または部会長の意思決定にかかわるルールが含まれておりますので、これらを公開すると、本審議会の運営に支障が生じる懸念があると認められます。以後、議事及び資料は非公開とさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

《以後非公開》